

愛知県子どもの学習支援ボランティア養成・人材バンク事業実施要領

1 目的

子どもの学習を支援する一環として、ボランティア団体が取り組む子どもの学習支援事業の円滑な運営と安定的な人材の確保を図る。

2 事業内容

本事業は、子どもの学習支援に意欲のある人材を、愛知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、学習支援ボランティアとして一括して募集・養成するとともに、応募者を学習支援ボランティア養成・人材バンク登録申込者として登録し（以下「登録ボランティア」という。）、子どもの学習支援事業実施団体等（以下「実施団体」という。）の依頼に応じて紹介するものとする。

3 学習支援ボランティアコーディネーターの配置

県社協は、学習支援ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、人材の募集・養成・登録・紹介に係る業務を行う。

4 実施方法

(1) 学習支援ボランティアの養成・人材バンク登録

ア 登録ボランティアの募集

県社協は、県内の大学等及び各市町村等に対し、子どもの学習支援事業に関わるボランティアを募集する。

イ 学習支援ボランティア人材バンクへの登録

県社協は、学習支援ボランティアとしての活動を希望する者から、登録申込書（様式第1号）の提出を受け、愛知県学習支援ボランティア人材バンク（以下「人材バンク」という。）に登録する。

ウ 登録の変更・抹消

県社協は、人材バンクに登録した登録ボランティアから登録情報の変更又は抹消の申出があった場合は、登録（変更・抹消）届出書（様式第2号）を受領し、当該変更・抹消情報を更新する。

(2) 実施団体・登録ボランティアとの連絡調整

ア 登録ボランティアの紹介依頼

登録ボランティアの紹介を希望する実施団体は、紹介依頼書（様式第3号）を作成し、県社協に提出する。

イ 登録ボランティアの条件に見合う人材の確認

県社協は、紹介依頼のあった実施団体に対して、その条件に見合う者を人材バンクから選出する。

ウ 登録ボランティアの提示

県社協は、上記アで紹介依頼のあった実施団体に、その条件に見合う人材が登録されていれば、人材提示書（様式第4-1号）により当該の実施団体に提示する。

なお、該当する者がいない場合は、その旨を実施団体に伝え、人材の登録が新規にあった際には、必要に応じ提示する。

エ 登録ボランティア受入れの依頼について

実施団体は、県社協から提示された登録ボランティアについて、受入れを依頼するかどうかを人材提示書（様式第4-1号）の返答欄に記し、県社協あて回答する。

オ 登録ボランティアの紹介

県社協は、上記ウで実施団体が受け入れる場合、当該の登録ボランティアに対して、個人情報の開示についての了承を得たうえで、実施団体に対し、人材紹介書(様式第4-2号)により登録ボランティアを紹介する。

カ 実施団体・登録ボランティア間での連絡調整及び活動の開始

実施団体は、上記オで紹介のあった登録ボランティアと直接連絡をとり、事前に面接等を行い、具体的な活動内容を調整したうえで活動を開始する。

キ 活動開始報告

実施団体は、活動を開始した日から1か月以内に、活動開始報告書・実施団体用(様式第5-1号)を県社協に提出する。

ク 活動終了報告

活動が終了したときは、登録ボランティアは、活動を終了した日の1か月以内に活動終了報告書・登録ボランティア用(様式第5-2号)を県社協に提出する。

(3) 事業等の周知

県社協ボランティアセンターは、ホームページ等において、本事業の内容及び募集、登録、紹介に係る情報を随時提供する。

5 養成研修の実施

県社協は、学習支援ボランティアとしての活動を希望する者及び人材バンクに登録の申込みをした登録ボランティアを対象に「学習支援ボランティア養成講座」を実施する。

6 実施上の留意点

- (1) 本事業は、子どもの学習支援を実施する団体等に登録ボランティアを紹介するものであって、紹介後の活動については、実施団体と登録ボランティア間の合意形成・連絡調整に基づき実施すること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、実施団体と県社協との間で個人情報を共有するため、登録ボランティアに関する個人情報の適正な取扱いを徹底し、流出、流布、紛失等に注意すること。
- (3) 実施団体は、紹介された登録ボランティアに対し、必要に応じて本人確認ができる公的証明書等の提示を求めることができる。
- (4) 登録ボランティアの紹介を依頼することができる実施団体とは、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の受託団体、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく子どもの生活・学習支援事業の委託団体のほか、次に掲げる**無償で学習支援を実施する者**に限ることとする。

ア 児童養護施設等で実施するもの

イ 子ども食堂で実施するもの

ウ 学習支援を必要としている子どもに対して実施するもの

附 則

この要領は平成30年4月1日から実施する。

この要領は平成30年8月1日から実施する。

この要領は令和2年7月1日から実施する。

この要領は令和6年11月1日から実施する。